

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	ひきこもりに関する集団型支援拠点「よりどころ」設置運営業務
発 注 課	保) 障がい保健福祉部精神保健福祉センター
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務の目的を達成するには、当事者等の支援に関する豊富な経験や知識、居場所運営のノウハウのほか、福祉・教育・医療等の各支援機関とのネットワーク構築が不可欠である。あわせて、公的支援や相談窓口に抵抗感を持つ当事者等が足を運びやすいよう、ピアサポーター等の人的資源の活用も必要である。</p> <p>上記事業者は、平成11年にひきこもりピアサポートを行う任意団体として発足し、平成19年から現在に至るまで10年以上にわたり当事者会を実践しており、居場所運営に関し高いノウハウを持っている。そのほか、ひきこもりの理解啓発のための研修会や講演会を開催し、ひきこもり当事者、家族、支援者等に対する啓発活動を行っている。あわせて、ひきこもりに関する全国組織「KHJ全国ひきこもり家族連合会」の北海道支部と一体となった運営が行われており、家族向けの居場所運営に関してのノウハウも持ち合わせている。</p> <p>また、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の構成機関の一員として、本市の福祉・教育・医療・就労等に関わる各構成機関とのネットワークを構築しており、本業務に求められる他支援機関との連携に関しても十分な実績を持っている。</p> <p>さらに、ひきこもり支援においては、長い時間をかけて当事者等との信頼関係を構築し、長期間に及ぶ継続的又は断続的な支援を行っていくことが必要不可欠であり、当事者等が社会参加に至った場合であっても、安心して継続的な相談ができる隙間のない支援体制が求められる。</p> <p>これらのことから、本業務の目的を達成するために必要な体制・能力等を有する事業者が他になく、競争入札に適さない。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年（2022年）3月24日